

## 船舶事故調査報告書

平成21年2月26日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008長第37号	
事故名等	漁船第三十一新東丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年11月6日11時30分ごろ	
発生場所	長崎県南松浦郡新上五島町宇久島の北東沖 対馬瀬鼻灯台から真方位045° 3海里 (北緯33° 20. 2'、東経129° 10. 2')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月19日 長崎・地方事故調査官が海難報告書を精査し、 12月22日 船舶所有者、修理業者から電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等 漁船 第三十一新東丸 324トン 130500 新洋漁業株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	機関長 四級海技士(機関)	
負傷者	負傷者なし	
損傷	主機3番シリンダの排気弁棒折損、燃料弁破損、過給機のローター軸とノズルが損壊	
事故等の経過	本船は、長崎県松浦市松浦港を済州島付近の漁場向け出港して、五島列島付近を航行中、平成20年11月6日11時30分ごろ、宇久島北東約3海里付近で、突然機関に異常音が発生し、機関を停止して点検したが修理できず、独航不能となったので、本会社に連絡し、来援した僚船に曳航されて同県三重式見港に到着したのち、修理業者に依頼して修理を行った。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし なし あり 本船は、主機3番シリンダの排気弁棒の金属疲労等が発生した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、主機3番シリンダの排気弁棒が折損して破片が過給機に入ったため、過給機のローター軸とノズルが損傷し、主機が故障したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	